

鳥取県まちなか暮らし総合支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県まちなか暮らし総合支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市や組織・団体等が行うまちなか暮らし推進の取り組みを支援することにより、高齢者をはじめとした地域住民が安心して元気に暮らせるとともに、新たな地域コミュニティの担い手となり得る若者・子育て世帯等にとっても魅力ある「まちなか」の再生を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) まちなか

原則として中山間地域（鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）及び鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）に定める地域をいう。）を除く地域のうち、少子高齢化が進む都市中心部等、市が必要と認める地域をいう。

(2) 組織・団体等

まちなか暮らしの推進に向けた対策に取り組む個人事業者、企業、農商工団体、NPO・ボランティア団体・自治組織等の住民団体等（法人格の有無を問わない）をいう。

(3) コミュニティビジネス

組織・団体等が主体となって、買い物弱者対策、まちなかコミュニティの活性化等、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、その活動の利益を地域に還元する事業をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第4欄に掲げる者（第2欄に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者又はこれに対して間接補助金を交付する市をいう。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、交付対象事業に要する経費（以下「交付対象経費」という。）の額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 4 市及びその他の団体で協議会等を構成し、交付対象事業を行う場合、市が負担する額に対して、前2項の規定を適用する。
- 5 前5項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、別表の第7欄に掲げる日までに行わなければならない。ただし、市の

予算措置が未定の場合、予算決定後速やかに申請するものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第9条、第12条（第4項を除く。）、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	市長が定める
	知事	市長
	様式第3号による	市長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	市長が定める
	様式第5号による	
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業等以外のすべての補助事業等に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
 - (2) 事業対象地域の変更
 - (3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第10条 間接補助市は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 間接補助市は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業に係る前条第1項に定める変更
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第11条 間接補助市は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(完了届を要しない場合)

第12条 規則第15条第2号の知事が別に定める場合は、同条第1号に規定する補助事業等以外のすべての補助事業等に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、交付対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第14条 間接補助市は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第15条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

- 第16条 間接補助市は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
 - 3 間接補助市は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書きの期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
 - 4 間接補助市は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

- 第17条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接補助事業者収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

- 第18条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備及び保管しなければならない。

(雑則)

- 第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県まちなか暮らし総合支援事業実施要領によるものとし、これに定めのないものについては、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

1 事業区分	2 交付対象事業、交付対象経費※	3 事業実施 主体	4 交付先	5 補助率	6 限度額	7 交付申請 時期	
1 スタートアップ 事業	○高齢者をはじめとした地域住民が安心して元気に暮らせるまちなかの再生を目指して、暮らしを支えるコミュニティの活性化に取り組むための初期活動経費 ○新たな地域コミュニティの担い手となり得る若者・子育て世帯等にとって魅力あるまちなかの再生を目指して、生活者視点でのまちづくりの推進に取り組むための初期活動経費 ア ワークショップ、アンケート調査、組織の構築、基本構想・基本計画の策定等に要する経費 イ 専門家、大学(学生)等、地域課題の解決に必要な外部人材の活動に要する人件費、活動費 ※対象:高齢化率が概ね30%以上の地域又は自治会	・組織・団体等で、鳥取県内に活動拠点を有する者	・同左	10分の10	・1地区当たり 100千円 ※1回限り	・別に定める。	
2 買 い 物 弱 者 対 策 事 業	(1) 仕組み づくり支援	○買い物支援の取組に係る検討や福祉や医療分野との連携など付加価値を高めるためのシステムづくり等に要する経費 ア 会議開催費 イ 視察・研修費 ウ その他事業に必要な経費	・組織・団体等で、鳥取県内に活動拠点を有する者 ・市	・同左(市については、組織・団体等が行う取組に補助する場合を含む)	2分の1	・1事業当たり 500千円	・原則として、事業開始の20日前まで。なお、4月1日を補助対象とする場合は4月10日まで。
	(2) 店舗改 装・移動販 売車導入等 支援	○空き店舗を活用した小売りや移動販売など、店舗が不足する地域において必要な食料・日用品などを供給するために必要な以下の投資の助成に要する経費 ア 店舗の購入、改装経費 イ 車両の購入又はリースに要する経費 ※移動販売事業(特定の品目に限定した移動販売を含む)に限り、事業継続のための購入経費も対象とする ウ 事業に必要な設備等購入・リース・修繕経費 エ ハード整備と一体的に実施される事業(PR活動等)に要する経費及び500千円以下の備品購入等に係る経費 オ その他事業に必要な経費 【対象としない経費】 ・特定の品目(魚介類、野菜花き類等)に限定した移動販売車両の新規導入に係る経費、及び車内で調理加工した食品等を販売する移動販売車両に係る全ての経費	店舗改 装、移動 販売車導 入 移動販売 車更新	・市(組織・団体等が行う取組に補助する場合を含む)	2分の1	・1事業当たり 5,000千円	・原則として別に定める審査結果の通知日から14日以内(県の休日は算入しない)。ただし、市の予算措置が未定の場合、予算決定後速やかに申請するものとする。
	(3) 移動販 売車運営費 支援	○移動販売車の運営に必要な以下の運営費の助成に要する経費 ア 燃料費 イ 車検費用 ウ 修理費 エ 備品購入費(冬用タイヤ等) ※ただし、食料品・日用品など概ね10品目以上を取り扱う(特定の品目に限定した移動販売事業者間の連携を含む。)移動販売車を対象とし、補助は3年間を限度とした通減方式とする			3分の1 (市3分の1)	・1台当たり 3,000千円	
3 まちなか居住促 進事業	○まちなかコミュニティの新たな担い手として期待される子育て世帯等若い世代のまちなか定住を、増加する空き家(中古物件等)を活用して促進するための以下の空き家改修費等の助成に要する経費 ア 物件提供者等への支援経費(まちなか居住意向者に住居を提供するため空き家(中古物件等)の提供者が行う改修の助成に要する経費) イ まちなか居住意向者への支援(まちなか居住意向者に対する空き家(中古物件等)の購入、改修若しくは賃借の助成に要する経費) ウ 市等への支援(まちなか居住意向者に住居を提供するため市等が直接行う空き家(中古物件等)の購入、改修若しくは賃借に要する経費) 【適用条件】 ・転出地が県外または県内にあっては対象地域に比べて高齢化率の低い地域であること ・18歳以上45歳未満の者が世帯当たり1名以上入居すること ・当該入居者が地域の自治会に加入すること 【対象としない経費】 ・土地購入に要する経費	・まちなか居住意向者、物件提供者 ・市	・市(まちなか居住意向者、物件提供者に補助する場合を含む)	市負担額 の2分の1	・1戸当たり 1,000千円	・原則として、事業開始の20日前まで。なお、4月1日を補助対象とする場合は4月10日まで。	
4 イ 活 ま 性 な 事 業	(1) コミュニ ティビジネス 支援	○地域の実情に応じた共助・生活支援サービスや、地域資源を活用したコミュニティ拠点施設・ゲストハウスの運営など、コミュニティビジネスの起業に要する経費 ○世代間交流・地域間交流などを通じて地域コミュニティを再生・発展させる取組や、まちなか居住者を増やすために地域に生業を興す取組に要する経費	ソフト	・組織・団体等で、鳥取県内に活動拠点を有する者 ・市	・同左(市については、組織・団体等が行う取組に補助する場合を含む)	2分の1	・1事業当たり 1,000千円
	(2) 活性化 事業支援	ア 事業に必要な施設の改修・整備、機器・設備・器具・備品のリース又は500千円未満の備品購入に要する経費 イ 調査・宣伝等に要する経費 ウ その他事業に必要な経費	ハード	・市(組織・団体等が行う取組に補助する場合を含む)	3分の1 (市6分の1)	・1事業当たり 3,000千円	
5 まちなか遊休施 設活用事業	○地域における遊休施設(空き店舗等)を活用して、ハード・ソフトの両面から総合的に地域活性化に取り組むために必要な経費 ア 遊休施設の改修等に係る経費 イ ハード整備と一体的に整備される500千円未満の備品購入等に係る経費 ウ 地域活性化のための行事等に係る経費 エ その他事業に必要な経費 ※ただし、取組に当たっては、ソフト、ハードの両方の活用を要件とする。			2分の1 (市3分の1)	・1事業当たり 10,000千円	・原則として別に定める審査結果の通知日から14日以内(県の休日は算入しない)。ただし、市の予算措置が未定の場合、予算決定後速やかに申請するものとする。	

※次の各号に定める経費は対象としない。

- (1) 市職員(非常勤職員・臨時的任用職員を含む)の人件費、旅費等
- (2) 地域おこし協力隊、集落支援員等交付税措置対象の人件費、活動費
- (3) 飲食費

※工事請負費又は委託料が伴うものについては、県内事業者が実施する場合に限り交付対象とする。

但し、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。